

妊婦給付認定申請書

妊娠届出時、転入時に妊婦給付認定申請書を提出している方は、産後の申請は不要です。

提出の際は、「振込口座を確認できる書類の写し（コピー）」を1部と「妊婦認定を受ける方の本人確認書類（コピー）」を1部添付してください。

、妊婦給付認定の申請をします。

妊娠中の身体・精神的な負担の軽減のための総合的な支援が必要となる場合には、市、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況、妊婦健康診査受診状況及び妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）等で活用するアンケート結果等）について、必要に応じて相互に確認及び共有することに同意します。

年 月 日

氏名（自署） **記入必須！！妊婦給付認定を受ける方の氏名（代理人の氏名不可）**

1. 申請者の情報

フリガナ	氏名			年齢	年 月 日 (歳)
個人番号	必須			職業	
電話番号					
住所	（住民票所在地）				
居住	（住所地と異なる場合）				
妊娠届出日	年	月	日	妊娠月数	か月（ 週）
妊娠届出日時点の住所地	（住所地と異なる場合）				

2. 妊娠に関して診療を受けている医療機関の情報

妊娠に係る診断 又は保健指導 を受けた医師 又は助産師	施設名	
	所在地	
	電話番号	
	氏名	

3. 妊婦支援給付金の支給

妊婦支援給付金 （1回目）の支給	<input type="checkbox"/> 支給を希望します。 <input checked="" type="checkbox"/> 既に他市町村で支給を受けています。（支給市町村： 例 桶川） <input type="checkbox"/> 支給を希望しません。
---------------------	--

4. 振込先口座

金融機関	妊婦届出の際、既に給付金の給付を受けた場合、1回目支給済とする。			口座コード
口座種別	口座番号			口座名義（カタカナ）
1 普通 ・ 2 当座				

※申請の際は、本人確認や給付金の支給先に関する書類を併せて添付してください。

備考 妊婦給付認定を受けた後に上尾市外に転出した場合、本市の妊婦給付認定は取り消されます。転出後に妊婦支援給付金の支給を受ける場合には、転入先の市町村において再度認定を受けていただく必要があります。